



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策に係る平成31年度予算案・ 児童虐待防止対策体制総合強化プランについて

平成31年1月29日(火)



厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
 - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
 - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないように、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報
- なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

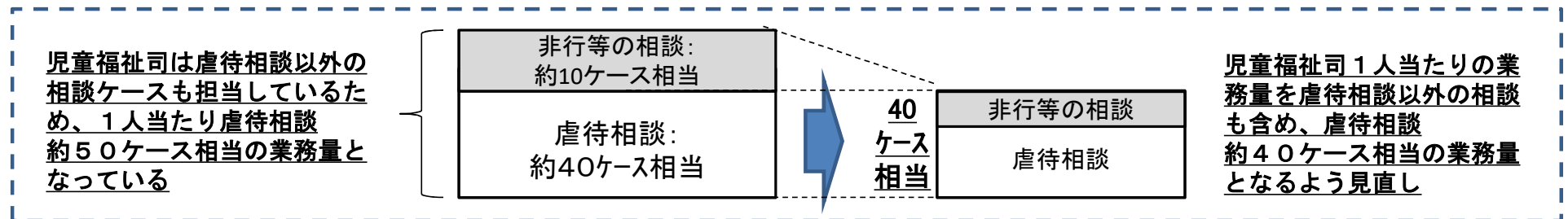
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン(2016年度～2019年度) : 550人程度の増
※ 2017年度配置実績 : 3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。



- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・ 児童心理司 : 上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・ 保健師 : 各児童相談所一人を配置
- ・ 弁護士 : 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント
 < 児童福祉司の増員について >

① 児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談件数＋非行等の相談件数が
虐待相談50ケース相当となっている

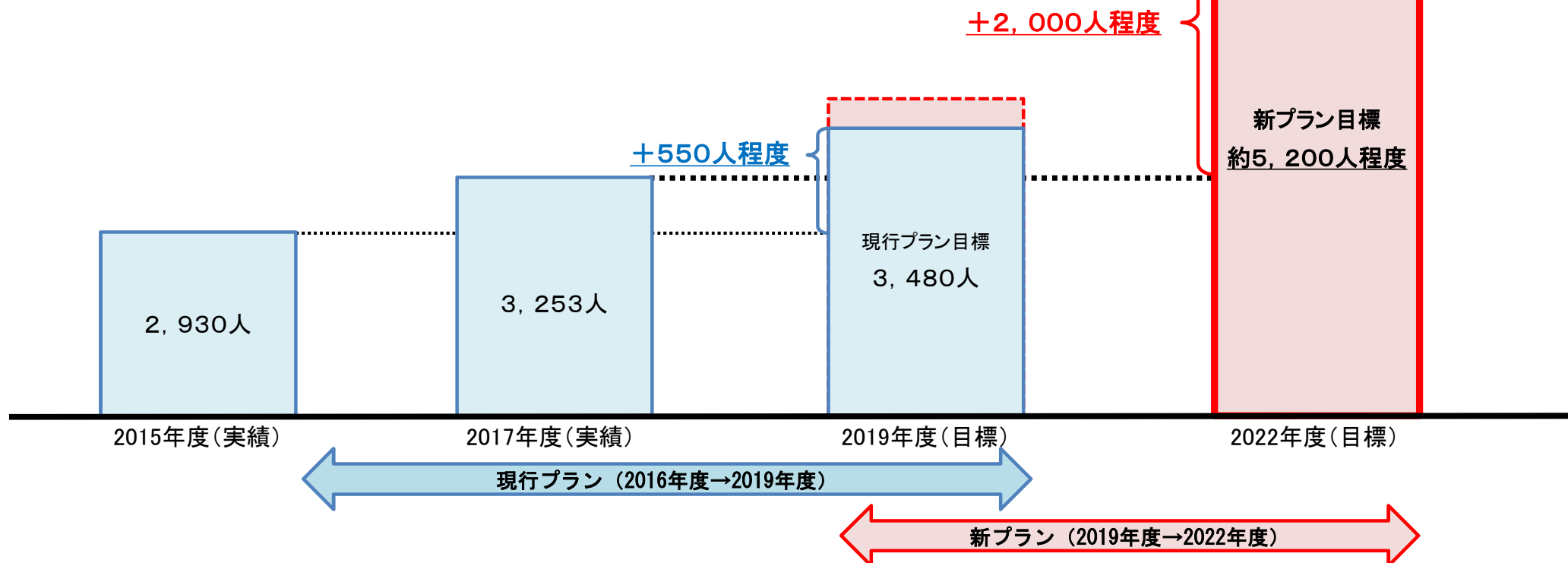
虐待相談件数＋非行等の相談件数が
虐待相談40ケース相当となるよう設定

非行等の相談： 約10ケース相当
虐待相談： 約40ケース相当

非行等の相談	40 ケース 相当
虐待相談	

② 地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。



児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人※1	+ 790 人程度
保健師	100 人※3	→	各児童相談所※2	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106 市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988 市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画初年度

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】			
児童福祉司	3,240 人	〔 + 4,300 人 1,070 人 〕	〔 + 5,260 人 2,020 人 〕
児童心理司	1,360 人	〔 + 1,610 人 260 人 〕	〔 + 2,150 人 790 人 〕
保健師	100 人	〔 + 各児童相談所 110 人 〕	各児童相談所

【市町村】			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 (2018年2月実績)	〔 + 800 市町村 694 市町村 〕	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 (2018年2月実績)	〔 + 1,175 市町村 187 市町村 〕	全市町村

※2019年度の計画を踏まえ、地方財政措置が講じられる予定。

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成30年度予算：159億円→平成31年度予算案：169億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

【設置か所数】114か所（平成30年2月時点）

※補助金の交付対象ではない拠点を含む。

※補助金の交付か所数：38か所

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

5. 補助単価（平成30年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,721千円
小規模B型	9,438千円
小規模C型	15,660千円
中規模型	20,873千円
大規模型	38,701千円
上乗せ配置単価	2,715千円（1人当たり）

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	8,940千円
小規模B型	14,657千円
小規模C型	20,879千円
中規模型	31,310千円
大規模型	59,576千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,588千円（1人当たり）
非常勤職員	2,715千円（1人当たり）

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（平成30年2月時点）

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
北海道	旭川市	1	○	○	中規模
	滝川市	1		○	小規模A
	千歳市	1	○	○	小規模B
	石狩市	1		○	小規模A
	上富良野町	1		○	小規模A
	中富良野町	1			
	中頓別町	1			
青森県	三沢市	1			
富城県	涌谷町	1	○	○	小規模A
茨城県	稲敷市	1			
	茨城町	1			
栃木県	矢板市	1		○	小規模A
群馬県	前橋市	1		○	中規模
埼玉県	志木市	1		○	小規模B
	和光市	1			
	坂戸市	1			
	皆野町	1			
千葉県	船橋市	1	○	○	大規模
	松戸市	1	○	○	中規模
	柏市	1		○	中規模
	南房総市	1	○	○	小規模A

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
東京都	千代田区	1	○	○	小規模A
	中央区	1			
	新宿区	1			
	文京区	1			
	台東区	1			
	品川区	1			
	目黒区	1			
	大田区	1			
	世田谷区	1			
	中野区	1			
	豊島区	1			
	荒川区	1		○	中規模
	練馬区	1			
	足立区	1		○	大規模
	葛飾区	1	○	○	中規模
	八王子市	1			
	立川市	1			
	青梅市	1	○	○	小規模C
	昭島市	1	○	○	小規模B
	調布市	1		○	中規模
	町田市	1	○	○	中規模
	小金井市	1		○	小規模C
	国分寺市	1	○	○	小規模B
	国立市	1		○	小規模B
	福生市	1		○	小規模A
	清瀬市	1			
	東久留米市	1			
	武蔵村山市	1			
	多摩市	1			
	稲城市	1	○	○	小規模B
	羽村市	1	○	○	小規模A
	瑞穂町	1		○	小規模A
	日の出町	1			
	奥多摩町	1			
	三宅村	1		○	小規模A

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
神奈川県	相模原市	3	○ ※2か所のみ	○ ※2か所のみ	中規模：1、 小規模C：1
	海老名市	1	○	○	小規模C
	寒川町	1		○	小規模A
	二宮町	1	○	○	小規模A
新潟県	三条市	1	○	○	小規模B
	柏崎市	1			
	新発田市	1			
	燕市	1		○	小規模B
	妙高市	1	○	○	小規模B
	上越市	1			
福井県	出雲崎町	1	○	○	小規模A
	福井市	1	○	○	中規模
	越前市	1		○	小規模B
	山梨県	甲府市	1		
長野県	飯田市	1		○	小規模B
	塩尻市	1	○	○	小規模B
	辰野町	1	○	○	小規模A
	箕輪町	1			
	池田町	1			
岐阜県	高山市	1		○	小規模B
静岡県	熱海市	1	○	○	小規模A
	焼津市	1	○	○	小規模C
	藤枝市	1	○	○	小規模C
	袋井市	1		○	小規模B
愛知県	豊橋市	1	○	○	中規模
	津島市	1	○	○	小規模B
	豊田市	1	○	○	大規模
滋賀県	彦根市	1	○	○	小規模C
	東近江市	1	○	○	小規模C
大阪府	枚方市	1	○	○	中規模
	能勢町	1		○	小規模A
兵庫県	明石市	1	○	○	中規模
	養父市	1	○	○	小規模A
奈良県	明日香村	1		○	小規模A
鳥取県	鳥取市	1		○	中規模

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
島根県	邑南町	1		○	小規模A
岡山県	倉敷市	1			
広島県	廿日市市	1			
山口県	宇部市	1			
	山口市	1			
	岩国市	1	○	○	小規模C
福岡県	北九州市	7			
	宗像市	1	○	○	小規模B
	粕屋町	1		○	小規模A
長崎県	大村市	1	○	○	小規模C
	長与町	1		○	小規模A
熊本県	玉東町	1		○	小規模A
大分県	大分市	1		○	大規模
宮崎県	高鍋町	1			
鹿児島県	薩摩川内市	1			
合計	箇所数	114	38	67	
	自治体数	106	37	66	

※設置運営要綱の基準を満たす支援拠点（67ヶ所）のうち、市区町村が直営で実施…65ヶ所
民間(社会福祉法人等)に一部委託して実施…2ヶ所

児童虐待防止対策支援事業の実施について(抄)

③市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付 雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づく支援拠点を運営するものとする。

ただし、支援拠点設置運営要綱6の（3）及び別紙の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開設時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。

以下略

子ども家庭総合支援拠点の設置促進について

- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、**2019年度から2022年度までの4年間で全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置**する。
- ◆ 子ども家庭総合支援拠点の設置運営に当たっては、**2019年度において、以下のとおり、国庫補助金による支援メニューを用意するとともに、地方財政措置が講じられる予定**であることから、各自治体において積極的に活用いただきたい。

<国庫補助金>

運営費の支援

◎児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業)

- ・子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な事業費(非常勤職員の人件費等)を補助する。〈継続〉
- ・夜間や土日・祝日に開所する子ども家庭総合支援拠点に対し、開所時間に応じて運営費を加算する。《新規》
- ・法的・医学的な知見を踏まえた対応ができるよう、弁護士や医師等の嘱託費用を補助する。《新規》

立ち上げ支援

◎児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業)

- ・子ども家庭総合支援拠点を**開設する際の準備期間における非常勤職員の人件費、改修費を補助**する。《新規》

◎アドバイザー派遣について

- ・学識経験者等の**アドバイザーが各自治体に出向き、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ支援のための助言**を行う。《新規》

- ◆ 平成30年度の調査研究事業において、子ども家庭総合支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」を策定する予定であり、学識経験者等のアドバイザーが各自治体に対し、マニュアルを活用した技術的助言を行うこととしているため、都道府県主催の市町村向け研修会・説明会等の機会を通じて、積極的にアドバイザー派遣を活用していただきたい。(アドバイザー派遣の利用方法等については追って周知する予定)

※都道府県が市町村向けに実施する研修(児童虐待防止対策研修事業)について、開催回数の増加を図るため、補助単価の引上げを実施《拡充》

機能強化の支援

◎児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業(仮称))

- ・子ども家庭総合支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。《新規》

<地方財政措置>

- ・子ども家庭総合支援拠点に従事する**常勤職員(子ども家庭支援員)の人件費**について、**地方財政措置を講じる**。《新規》

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

- ◆ 平成28年の児童福祉法の改正において、市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことを踏まえ、平成29年度予算で「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」を創設。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2022年度までに全ての市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が設置されることを目指す。

※ 子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は新たに地方交付税措置が行われる予定。

① 開設準備への支援

- ・ 開設準備を行っている期間における人件費や改修費に対する補助の創設
- 【補助基準額（案）】 1 か所当たり：7,678千円

② 夜間や土日の運営費支援

- ・ 夜間や土日・祝日に開所している支援拠点に対し、開所時間に応じた運営費を加算する仕組みを創設

（参考）支援拠点に対する運営費の補助単価の例（平成30年度）

中規模型支援拠点：1 か所当たり 20,873,000円 ※児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

大規模型支援拠点：1 か所当たり 38,701,000円 ※児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

（※）現在は、開所時間に関わりなく、規模に応じて単価を設定。

③ 専門性の向上

- ・ 専門的事項に対応する医師や弁護士等の嘱託費用等に対する補助を創設
- 【補助基準額（案）】 1 か所当たり：360千円（30,000円×12月）

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国： 1／2 、市区町村： 1／2

市区町村子ども家庭総合支援拠点における支援メニューの充実【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

目的

- ・ 平成28年児童福祉法改正において、国・地方公共団体は、児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援するものとされるとともに、児童虐待対応に関して、都道府県と市町村の役割と責任の明確化を図り、市町村は身近な場所で継続的な支援を行うため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）の整備を進めていくこととされた。
- ・ 支援拠点では、児童虐待対応に関して、身近な場所で必要な情報の把握、通所・在宅支援を中心とした専門相談、子どもと保護者に寄り添った継続的なソーシャルワーク業務等による支援を行うこととされている。
- ・ しかし、子育て支援事業を活用した支援については、支援拠点での相談対応後、速やかにレスパイトのための子どもの預かり等を行う事業が十分に実施されておらず、在宅における養育支援の充実を図ることが課題となっている。
- ・ このため、支援拠点を通じて提供することができる支援メニューを充実させ、地域の実情に応じた取組の実施を促すことにより、児童虐待防止対策の強化を図る。

事業概要

【事業内容】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、支援拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。

【補助基準額(案)】

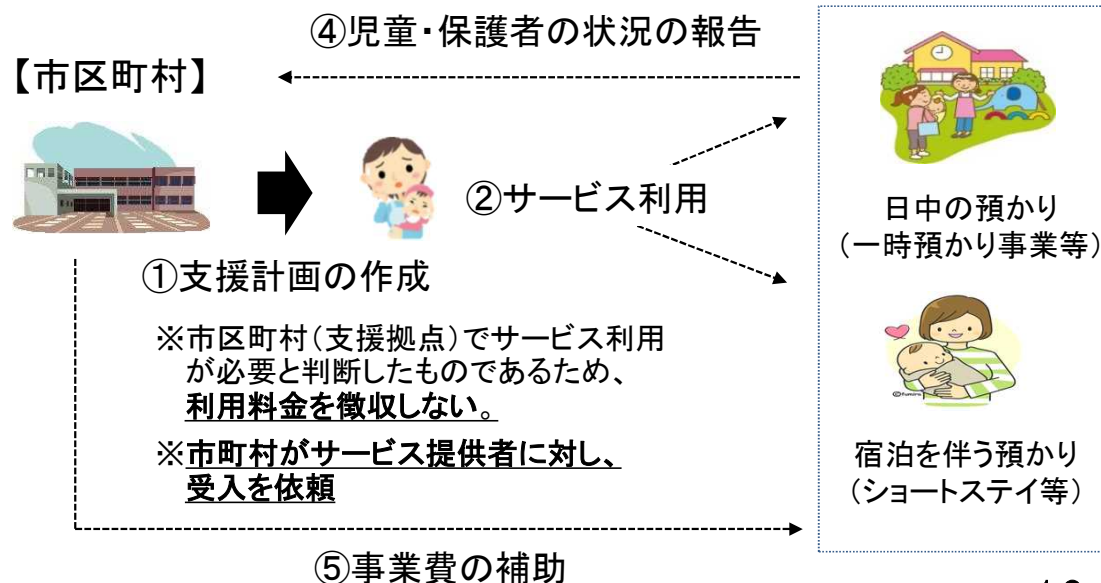
支援拠点を通じた一預かり事業等の実施に要する費用を補助。（事業量に応じた補助単価を設定予定）

【実施主体】市区町村

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／2

事業イメージ

〔市区町村の作成する支援計画に基づくサービス利用〕



児童相談所及び市町村職員専門性強化事業【拡充】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

事業概要

- ・ 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施するとともに、各種研修等への参加を促進する。
- 都道府県が市町村職員を対象とする研修の実施回数の増加を図る。

拡充内容

【目的】

- ・ 平成28年児童福祉法改正において、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- ・ さらに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の強化等に取り組むこととしており、市町村においても適切な相談支援等が行えるよう、専門性を有する人材の養成に取り組まなければならない。
- ・ このため、市町村の体制強化を図るとともに、専門性の向上を図ることが必要であることから、「児童相談所及び市町村職員専門性強化事業」を拡充し、市町村職員に対し、個別のケースに対応する能力を強化するための知識・技能の向上やノウハウの共有等を行う研修の取組を強化する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額（案）】 1,511千円 ※予算上の研修実施回数を4回→12回に増加

【補助率】 国：1／2、都道府県：1／2

児童虐待防止対策の強化（2019(平成31)年度予算案関係）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等に基づき、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図る。

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する。

児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制を拡充する。
- ・ 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を配置するための費用の補助を創設する。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画など、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（仮称）【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
 - ・ 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
- （※）これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し、専門性の向上を図る。

未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人（子ども）の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

児童相談所・市町村における体制強化

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の体制を強化する。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化【新規】

必要な通告を行いやすい環境整備を行うために、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を無料化する。（平成30年度2次補正予算）

虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】 169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 児童虐待の早期発見・早期対応のためには、関係機関の連携の強化が重要であり、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備の促進」が盛り込まれている。
- 特に、児童相談所（都道府県）とその管内の市区町村は、児童虐待への対応に関し、日常的にやり取りを行っているため、システムを活用することにより、情報共有の効率化が図られるとともに、適切な対応を速やかに行うことができるよう、都道府県内での児童相談所と市区町村の情報共有を行うためのシステムの構築に要する費用を補助する。

※ 平成30年度調査研究事業（要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究）において、情報共有システムの標準的な内容を整理したガイドライン及びモデル的なシステムの例を作成する予定。

実施主体

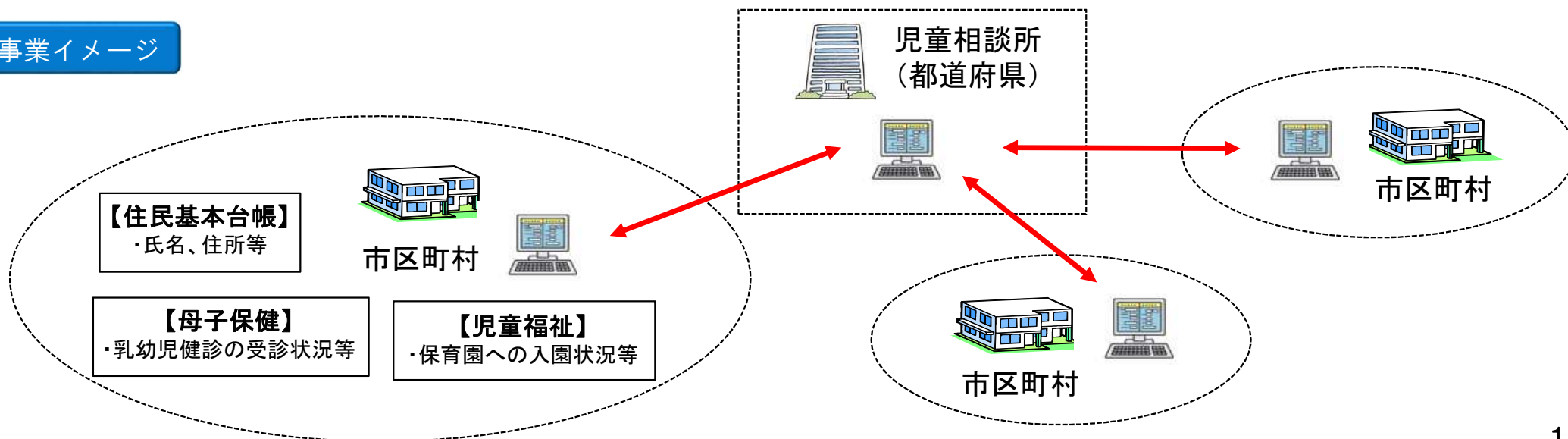
都道府県、市区町村

補助率等

【補助基準額（案）】 1自治体当たり40,000千円

【補助率】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

事業イメージ



虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

【目的】

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童相談所及び市町村の体制強化に当たって、児童福祉司等の専門職を確保するとともに、専門職の専門性強化を図る必要がある。
- ・ このため、子どもの虹情報研修センター（横浜市）に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充する。

【実施主体】横浜市、西日本1か所（事業を適切に実施することができる自治体を選定）

【補助基準額（案）】 186,228千円（横浜市）、72,944千円（西日本における研修拠点分）（創設）

【補助率】定額（国：10/10相当）

（参考）子どもの虹情報研修センター（神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地）

○運営主体

横浜市が所管する社会福祉法人横浜博萌会

○事業内容

- ・ インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集・提供
- ・ 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談
- ・ 児童虐待対応機関職員の研修の実施
- ・ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究
- ・ その他、必要と認められる事業

未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、児童虐待の早期発見・早期対応のため、地域の目が届かない未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進めることとされていることを踏まえ、各市町村における継続的な取組を支援する。

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）
・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。

【事業内容】 以下の①及び②に該当する全ての児童を対象とした家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の安全確認を行う。

- ① 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用していない等により、関係機関による安全確認ができない児童
- ② 市町村教育委員会等が、学校への就学に係る事務の過程で把握した児童で通学していないもののうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童

【実施主体】 市町村

【補助基準額（案）】 家庭訪問1件当たり6千円

（事務職員雇上費：1日当たり6,790円、民間団体へ委託する場合の事務費：564千円）

【補助率】 国：1／2、市町村：1／2

乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

養育支援が必要な家庭は継続的な支援につなぐ

未就園児等全戸訪問事業【創設】

- ・既存の事業に加え、養育支援の必要性の有無を問わず、地域の目が届かない未就園児等がいる家庭を訪問する事業を創設することにより、児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化する。



養育支援訪問事業

- ・妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭等で、訪問による養育支援が必要である家庭を対象とし、専門的相談支援や育児・家事援助を行う。

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成31年度予算（案）において、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置《平成31年度拡充》
- ④都道府県等職員（S V等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助）《平成30年度新規》

◆施設整備への支援（一時保護所）

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算《平成30年度新規、平成31年度拡充》
- ③児童相談所整備に係る、一般財源化前の国庫補助金相当額（総事業費の1/2）が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付税措置が講じられることとなった。《平成30年度から》

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示